

医療福祉拠点が備えるべき機能と必要性

～医療福祉拠点としての県庁周辺地域の利活用にあたって～

(1) 医療福祉センター機能

- 2025年に向けて、さらなる高齢化の進展が見込まれる中で、国では、利用者の視点に立った切れ目のない医療および介護の提供体制を将来にわたって持続的に実現していくため、地域医療介護総合確保推進法を制定し、新たな財政支援制度の創設などを柱とする医療・介護改革が進められることとなった。
- こうした中、誰もが住み慣れた地域で生活し続けるようにするためには、切れ目のない医療・介護サービスの提供体制を整え、多様化するニーズに包括的に応える地域包括ケアシステムの構築が急務である。
- そのためには、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員をはじめとする医療福祉専門職が、密接に連携・協働して、チームでサービスを提供することが不可欠であり、こうした多職種連携を円滑かつ効果的に行うため、地域の連携拠点と併せて、県域での拠点が必要である。
- こうした状況を受け、2025年を見据えた医療福祉の推進という観点から多職種の連携強化を図るため、昨年9月定例会議において、当該土地の活用として医療福祉拠点機能の調査検討に係る補正予算を議決いただき、検討を進めてきた。
- 調査検討については、昨年11月に「滋賀の医療福祉拠点機能検討会議」を設置し、関係者から意見聴取を行うとともに、関係団体のヒアリングを実施し、拠点に必要な機能として、以下の4点に整理がなされた。
 - ① 多様な医療福祉専門職が集う連携強化・人材育成機能
 - ② 住民との双方向性を備えた情報発信・交流機能
 - ③ 災害対策における多職種間連携機能
 - ④ 多団体が集約した事務所機能

(2) 医療福祉関係の人材養成機能

- これまでの「病院完結型」の医療から、地域全体で治し支える「地域完結型」の医療への転換が求められる中で、在宅復帰に向けては、家庭や地域で自立した生活を送るための支援（地域リハビリテーション）の強化が必要である。
- また、リハビリテーションの対象は、従来の脳卒中や骨・関節等の運動器疾患から、がんや循環器・呼吸器疾患、認知症などに拡大するとともに、今後はリハビリテーションによる健康増進を通じての社会参加を視野に入れた取組も重要となる。
- こうした状況を受け、県では、昨年度「滋賀県リハビリテーション推進計画」を策定し、地域リハビリテーションの中核を担う専門職の養成や卒後教育について計画的に推進することとした。
- 県の推計では、2025年には約3,000人のリハビリテーション専門職（PT、OT、ST）が必要とされ、不足する人材の量的確保（1,800人）が急務であり、またこうしたリハビリテーション専門職には専門的な知識や技術が求められることから、その養成にあたっては大学等の高等教育機関が必要である。
- 一方、介護人材の確保にあたっては、介護福祉士は養成施設よりも現場での実務経験を経て資格を取得する人が大半（85%）を占めていることから、今後は、潜在的有資格者の再就職支援や離職防止対策により人材の確保を進めることが重要である。

医療福祉拠点としての県庁周辺地域の利活用方針(案)

○ 医療福祉拠点が備えるべき2つの機能

(1) 在宅医療福祉を推進するための医療福祉センター機能

昨年11月に「滋賀の医療福祉拠点機能検討会議」を設置して、関係者から意見聴取を行うとともに、関係団体のヒアリングも実施し、拠点に必要な機能について以下の4点に整理。

- ① 多様な医療福祉専門職が集う連携強化・人材育成機能
- ② 住民との双方向性を備えた情報発信・交流機能
- ③ 災害対策における多職種間連携機能
- ④ 多団体が集約した事務所機能

(2) 医療福祉関係の人材養成機能

① 医療福祉専門職の養成機能

リハビリ専門職を中心とした医療福祉専門職の養成を行う大学等の高等教育機関の設置

② 県民、関係団体向けの学習、情報発信、交流機能

県民の医療福祉の向上を目的とした県民や関係団体向けの公開講座や情報提供、交流の場の提供

○ 利活用の具体的方針(案)

(1) 対象区域とその活用方針

- ① 県庁別館・第二別館 → 現状有姿により事業者により物件を引き渡す。
- ② 旧体育文化館 → 現状有姿により事業者により物件を引き渡す。ただし、備品等の記憶保存を条件とする。
- ③ 滋賀県教育会館 → 上記二区域と一体のものとして活用する前提で調整を進める。

(2) 事業方式 賃貸借方式、または、土地売却方式

(3) 活用事業者の選定方法 公募型プロポーザル方式

(4) 土地の利用条件

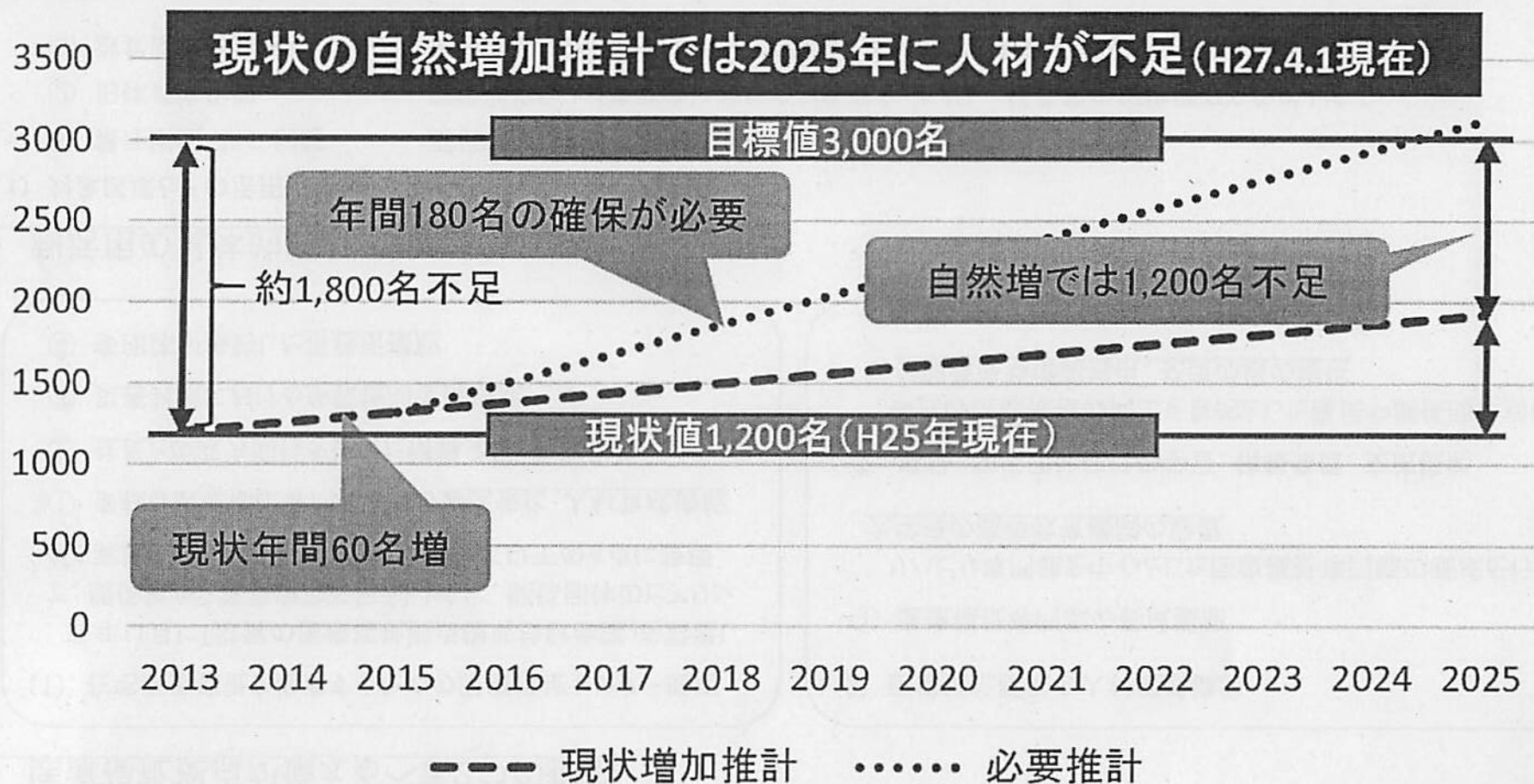
- ① 医療福祉センター機能を有する事業 ② リハビリテーション専門職その他の人材養成機能を有する事業
- ③ 新たに人を集め、賑わいの創出により、平日昼間や休日の人通りを増加させる事業
- ④ 県庁や周辺の緑あふれる豊かな公共空間に配慮した事業
- ⑤ 駅・県庁周辺エリアの在勤者・在住者・利用者等の利便性を高める事業

目指すべきリハビリテーション専門職確保数

2025年滋賀県にはリハビリテーション専門職が3,000名必要

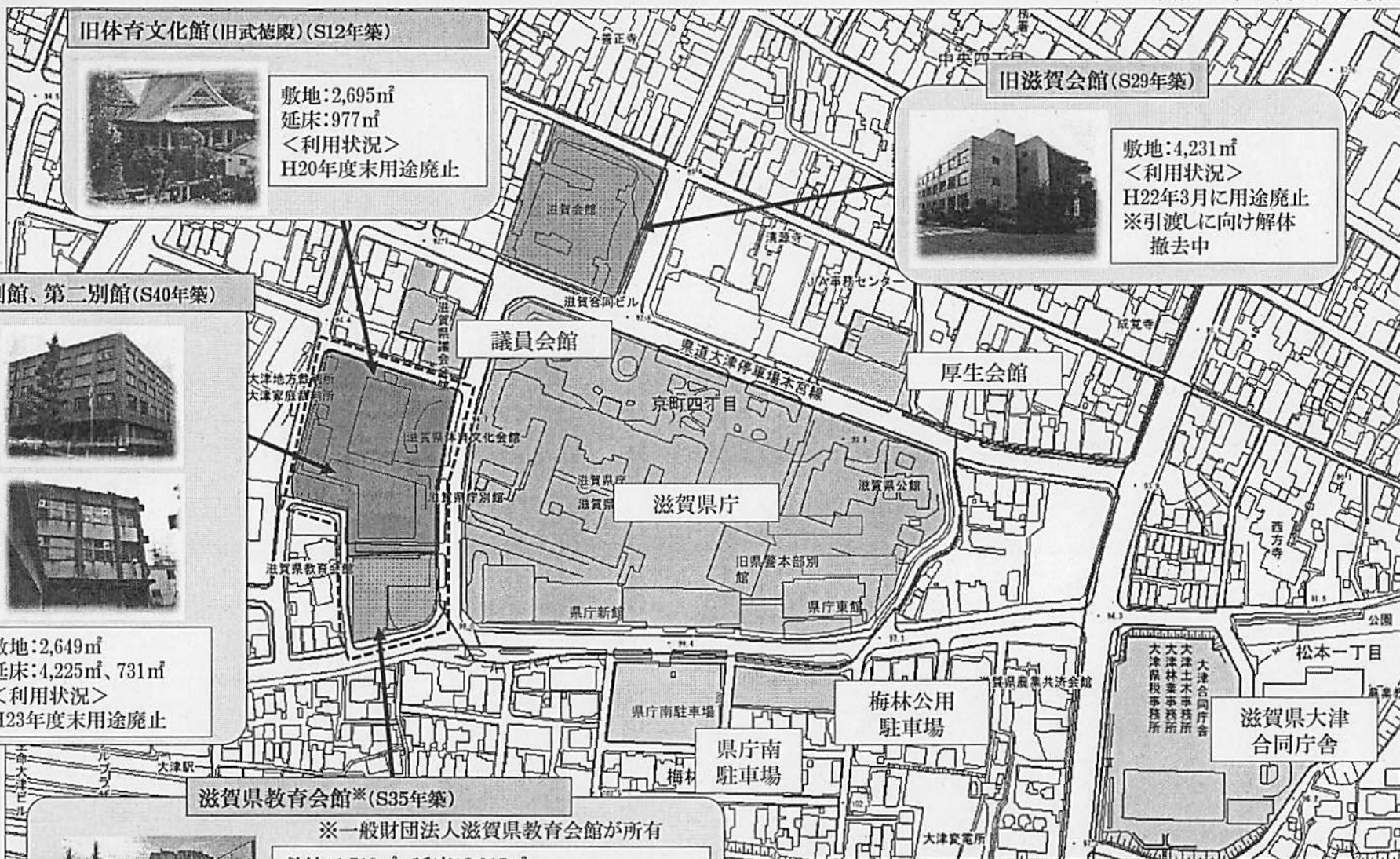
【推計根拠】

1. 地域医療構想の策定における病床再編の方向性から推計（地域包括ケア病床、回復期病床が増加見込み）
2. 県立リハビリテーションセンターにおける2025年に向けた専門職の必要数推計(H25年度)
3. 県医務薬務課における「地域リハビリテーションの中核を担う人材養成基本計画」における将来推計(H25年度)



県庁周辺地域の利活用に係る検討について

平成27年10月20日現在



旧体育文化館(旧武徳殿)(S12年築)



敷地:2,695㎡
延床:977㎡
＜利用状況＞
H20年度末用途廃止

旧滋賀会館(S29年築)



敷地:4,231㎡
＜利用状況＞
H22年3月に用途廃止
※引渡しに向け解体
撤去中

県庁別館、第二別館(S40年築)



敷地:2,649㎡
延床:4,225㎡、731㎡
＜利用状況＞
H23年度末用途廃止

滋賀県教育会館※(S35年築)



※一般財団法人滋賀県教育会館が所有
敷地:1,719㎡、延床:2,015㎡
＜利用状況＞
入居団体(12団体)が事務所等に利用中
県教職員組合、教職員共済生協、滋賀県教育会
等(他民間事務所、食堂など)